

昭和廿一年四月廿八日

舊陸海軍病院其他舊軍用施設、國立病院ニ轉用ノ件

大藏省 國有財産部

(三一三、一三)

- 一、醫療局、新設ニ伴ヒ外地引揚患者、戰災者、貧困者等、治療ノ爲國立病院トシテ取敢ス保有スヘキ病床數ハ一應別表ヲ目途トシ之ガ充當ノ爲舊陸海軍病院其他舊軍用施設ヲ轉用スルコト
- 二、右所要數ニ付舊陸海軍病院其他舊軍用施設ヲ轉用スルニ當リテハ現ニ國立病院トシテ發足シアルモノヲ優先充當ス 尚不足スルトキハ兵舎其他ニシテ病院ニ適當ナルモノヲ以テ補充スルコトトシ此ノ場合財務局ハ地方廳及醫療局出張所ト協議ノ上定ムルコト
- 三、前項ニ依リ國立病院ニ轉用スル施設ハ取敢ス醫療局出張所長ニ對シ一時使用ヲ承認シ右ノ中舊陸海軍病院ニ付テハ逐次管理換スルコト
- 四、第三項ニ依リ國立病院ニ充テタル施設ニシテ餘剩アル場合ハ財務局ハ地方廳並ニ醫療局出張所協議ノ上他ニ臨時利用ヲ計ルコト

附記

- 1、舊陸海軍病院中國立病院トシテ利用セサルモノニ付テハ財務局ハ醫療局出張所及關係地方機關ト協議ノ上之ガ轉用ヲ決定スルコト
- 2、現ニ聯合軍使用中ノ舊陸海軍病院ニシテ聯合軍使用セサルニ到リタルトキハ財務局ハ醫療局出張所及關係地方機關ト協議ノ上國立病院、學校附屬病院又ハ公共團體若クハ民間病院其他ニ轉用スルコト
- 3、國立病院施設中將來學校附屬病院トシテ運用スルヲ適當ト認メラル、モノアル場合ハ大藏、厚生、文部、内務四省協議ノ上決定スルコト

別表

管轄財務局名	病床數	管轄財務局名	病床數
札幌	三九〇	大阪	九七〇
仙台	五九三	廣島	九八五
東京	二五一五	熊本	二〇一三
名古屋	七一九	高松	二、二五〇
計	八三、八〇		

備考、右六平常ノ状態ニ於テ收容スル場合トシテ壓縮收容スル時ハ更ニ増加シ得ルモノトス